

昭和四十年政令第三百二十七号

理学療法士及び作業療法士法施行令

内閣は、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第八条及び附則第四項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（免許の申請）

第二条 理学療法士又は作業療法士名簿には、次に掲げる事項を登録する。

一 登録番号及び登録年月日

二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別

三 理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験合格の年月（理学療法士及び作業療法士法（以下「法」という。）附則第二項の規定により理学療法士又は作業療法士の免許を受けた者について

四 免許の取消し又は名称の使用の停止の処分に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の定める事項

（名簿の訂正）

第三条 理学療法士又は作業療法士は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、理学療法士名簿又は作業療法士名簿の訂正を申請しなければならない。

第四条 理学療法士名簿又は作業療法士名簿の登録の消除を申請するには、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第五条 理学療法士又は作業療法士が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪の届出義務者は、三十日以内に、理学療法士名簿又は作業療法士名簿の登録の消除を申請しなければならない。

第六条 理学療法士又は作業療法士は、免許証を破り、よごし、又は失つたときは、免許証の再交付を申請することができる。

第七条 前項の申請をするには、申請書に免許証を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（免許証の再交付）

第八条 理学療法士又は作業療法士は、免許証を添えなければならぬ。

第九条 理学療法士又は作業療法士は、免許証の再交付を受けた後、失つた免許証を発見したときは、五日以内に、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第十条 理学療法士又は作業療法士は、免許証の再交付を受けるには、五日以内に、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第十二条 理学療法士又は作業療法士は、免許証の再交付を受けるには、五日以内に、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第十三条 理学療法士又は作業療法士は、免許証の再交付を受けるには、五日以内に、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第十四条 理学療法士又は作業療法士は、免許証の再交付を受けるには、五日以内に、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第十五条 理学療法士又は作業療法士は、免許証の再交付を受けるには、五日以内に、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第十六条 理学療法士又は作業療法士は、免許証の再交付を受けるには、五日以内に、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第十七条 理学療法士又は作業療法士は、免許証の再交付を受けるには、五日以内に、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第十八条 理学療法士又は作業療法士は、免許証の再交付を受けるには、五日以内に、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第十九条 理学療法士又は作業療法士は、免許証の再交付を受けるには、五日以内に、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二十条 理学療法士又は作業療法士は、免許証の再交付を受けるには、五日以内に、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二十一条 理学療法士又は作業療法士は、免許証の再交付を受けるには、五日以内に、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二十二条 指定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

（変更の承認又は届出）

第二十三条 指定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならぬ。

第二十四条 指定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により、第九条第一項の指定を受けた理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設（以下この項及び第十四条第二項において「指定養成施設」という。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成施設の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十二条 指定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。
(報告)

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十三条 行政庁は、指定学校養成施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

（指定の取消し）
第十四条 行政庁は、指定学校養成施設が第九条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定養成施設の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成施設の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十五条 指定学校養成施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

（国の設置する学校養成施設の特例）
第十六条 国の設置する学校養成施設に係る第九条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第九条第二項	るものとする	るものとする。ただし、当該養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない
第十条	設置者 申請書を、行政庁に提出しなければならない	所管大臣 書面により、行政庁に申し出るものとする
第十一条第一項	設置者 行政庁に申請し、その承認を受けなければならない	所管大臣 行政庁に協議し、その承認を受けるものとする
第十二条第一項	設置者 行政庁に届け出なければならない	所管大臣 行政庁に通知するものとする
第十三条第三項	届出 この項	この項、次条第二項
第十四条第一項	ものとする	ものとする。ただし、当該指定養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない
第十五条第一項	設置者 行政庁に報告しなければならない	所管大臣 行政庁に通知するものとする
第十六条第一項	報告を 当該報告	通知を 当該通知
第十七条第一項	ものとする	ものとする。ただし、当該通知に係る指定養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない
第十八条第一項	設置者又は長 設置者又は長	所管大臣 所管大臣
第十九条	ものとする	申出 勧告
（主務省令への委任） 第十七条 第九条から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他学校養成施設の指定に関する必要な事項は、主務省令で定める。	申請書を、行政庁に提出しなければならない 書面により、行政庁に申し出るものとする	所管大臣 所管大臣

